

答 申 第 2 号  
令和2年1月14日

鎌ヶ谷市長 清水 聖士 様

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 仁平 勝之

鎌ヶ谷市個人情報保護条例第9条第1項第5号及び同条例第9条の2  
第2項の規定による諮問について（答申）

令和元年11月5日付け鎌農振第942号により諮問のあったことについて、  
下記のとおり答申します。

## 記

### 第1 審査会の結論

諮問のあった千葉県森林クラウドにおける林業事業者への情報提供については、鎌ヶ谷市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に照らして審議した結果、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると思料されることから、同条例第9条の2第2項に基づくオンライン結合は妥当であると判断する。

### 第2 諮問する根拠

実施機関は、鎌ヶ谷市個人情報保護条例（平成12年鎌ヶ谷市条例第1号）第9条第1項の規定により、原則として、保有する個人情報を実施機関以外のもに提供してはならないこととされている。

また、保有個人情報のオンライン結合による外部提供については、同条例第9条の2第1項の規定により制限されている。

上記の規定に係る例外として、同条例第9条第1項第5号の規定による「公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき」及び同条例第9条の2第2項の規定による「公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、保有個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められる場合」に該当するか否かを審査会に諮問するものである。

### 第3 実施機関の主張要旨

- ・ 平成31年3月28日に貴審査会にて審議いただき、現在オンライン上で千葉県と市町村間でのリアルタイムな情報共有が実現している千葉県森林クラウド（以下「クラウド」という。）について、令和2年4月1日から特定の林業事業体の利用が開始されることとなった。
- ・ 利用可能な林業事業体の要件として、森林経営管理法第36条第2項の規定等により千葉県が公表する民間事業者及び育成経営体のうち、個人情報取扱いに関する規定を定めていることとされており、千葉県にて千葉県森林クラウド利用要領の改正手続が進められている。
- ・ 森林経営管理法第36条第2項では、経営権利実施権配分計画の設定を受けることを希望する民間事業者の公表について規定されており、クラウドの利用にあっては、この公表がなされていることが要件の一つとなっている。
- ・ 公表の対象となる民間事業者は、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること、また、経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められることと規定されていることから、これらに基づく千葉県の審査を通じて、クラウドについても利用者の健全性の確保が図られている。
- ・ 今後クラウドの利用の開始により、森林の所有者氏名及び住所の個人情報を含む林地台帳情報の提供が個別の申請に基づきオンライン上で行われることとなる。
- ・ 林業事業体によるクラウドへのアクセスについては、インターネット回線を通じて接続されることとなり、無害化処理やアクセス権限の管理、システムの常時監視という不正アクセスを排除する対策が講じられ、セキュリティ面に十分に配慮されたものとなっている。また、万が一IDやパスワードが漏洩した場合であっても、当該システムは専用のアプリケーションから起動されることから、アプリケーションがインストールされていない端末では利用できないものとなる。
- ・ 本件については、クラウドの実施に係る公益上の必要性、千葉県及び市町村間のオンライン結合に係るセキュリティ対策等の措置に関しては、既に妥当との答申を受けており、林業経営体によるクラウドの利用に関して、審査会の意見を求めるものである。

#### 第4 審査会の判断

実施機関の主張のとおり、令和元年6月8日付け答申第1号により、クラウドの公益性やセキュリティの安全性については妥当であると答申している。

今後、林業事業体が森林経営計画を作成し、事業の実施にあたって、森林所有者の情報等が必要となり、これらの情報のオンライン上での共有が可能となることで、業務の効率化の向上、森林整備の推進による地域の活性化等に資することとなり、公益性が高いと判断される。

また、クラウドにおける保有個人情報の保護に係る措置については、千葉県森林クラウド利用要領の規定により、クラウドを利用する林業事業体が経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有し、また、経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められるかを千葉県が審査し、かつ、公表された者に限られていること、インターネット経由でのアクセスにおける無害化処理やアクセス権限の管理、システムの常時監視等の不正アクセスを排除する対策が行われることになっていることから、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められる。